

農地中間管理機構設置に関する意見書

昨年の臨時国会において、農地中間管理機構の設置関連法案が可決され、3月にも政省令が出されることになっています。

北海道においては、農業委員会と農業開発公社の努力によって、耕作放棄地も少なく、地域農業の振興に向けた、農地の移動等が行われてきたところです。

農地中間管理機構設置にあたっては、農業委員会が農地の出し手の意向を確認する、農地集積に関わって、市町村がその業務の一部を受託することになっています。しかし、農地中間管理機構と市町村並びに農業委員会が、どのような関係にあるのか不明確です。

については、農地中間管理機構の設置にあって、市町村や農業委員会の意向を担保、尊重するよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月17日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

}
宛